令和7年度決算における入湯税の使途について

入湯税については目的税であり、次の4つの目的に使用するよう定められ、その使途を明確にすることとされております。

1　環境衛生施設の整備
2　鉱泉源の保護管理施設の整備
3　消防施設その他消防活動に必要な施設の整備
4　観光の振興（観光施設の整備を含む。）

本町としまして、上記趣旨を踏まえ、入湯税の使途について明確化することとしましたのでお知らせします。

なお、令和7年度決算における入湯税の使途については以下のとおりです。

（単位：千円）

充当事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	入湯税	その他
4　観光の振興（観光施設の整備を含む。）	一般事務費（観光地除草業務に係る費用）	744	0	0	0	223	521
	小計	744	0	0	0	223	521
合計		744	0	0	0	223	521

令和8年9月28日

錦町長　森本　完一